

甲賀市広報紙広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、甲賀市広告掲載要綱（平成19年甲賀市告示第82号。以下「広告掲載要綱」という。）第3条第2項の規定に基づき市の広報紙への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、用語の定義は広告掲載要項第2条各号に定義するところによるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市広報紙 甲賀市が発行する広報「こうか」のことをいう。
- (2) 審査会 広告掲載要綱第10条に規定する甲賀市広告事業審査会のことをいう。

(広告掲載の対象範囲等)

第3条 市広報紙に広告を掲載することができない広告主、掲載基準及び内容の範囲は、広告掲載要綱第3条第1項各号及び甲賀市広告掲載基準の規定によるものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 1枠の大きさについては、縦4.5センチメートル×横8.5センチメートルとする。
- (2) モノクロ1色刷りとする。
- (3) 広告の位置については、原則として毎月1日号の「情報のまど」ページの下段とし、募集枠数は各号6枠（3ページ）とする。
- (4) 1広告主が同時に掲載できる枠数は2枠とし、その場合は縦4.5センチメートル×横17.5センチメートルの大きさを掲載することができる。
- (5) 広告欄については、広報紙の記事との混同を避けるため、広告である旨を明示する。

(広告掲載の期間)

第5条 広告掲載する期間は、1号（1回）単位とする。

2 5月1日号から翌年の4月1日号までを当該年度の広告掲載期間とする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市ホームページ、市広報紙等の広報印刷物で公募するものとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

3 公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 市広報紙への広告掲載希望者は、広報紙広告掲載申込書(様式第1号)に広告原稿の案を添付し、発行日の45日前までに申し込まなければならない。

2 当該年度において申込みできる期間は最大12か月間(12回)とし、第5条第2項に定める期間を超えての申込みはできない。

(広告掲載の決定)

第8条 審査会は、第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に広報紙広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により通知する。

3 広告掲載希望者が、第4条に規定する枠数を超えるときは、申込順により決定する。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、広告原稿を発行日の20日前までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料については、1枠につき1回あたり2万5,000円とする。

2 市長は、同一広告主が同一内容で複数回(3回以上)にわたって広告を申し込んだ場合、かつ、掲載期間の広告掲載料を一括納付する場合、期間の長さに応じて広告掲載料を割引することができる。その場合の割引額については、次に掲げるとおりとする。

(1) 3回から5回まで 広告掲載料の100分の5に相当する額

(2) 6回から11回まで 広告掲載料の100分の10に相当する額

(3) 12回 広告掲載料の100分の15に相当する額

3 前項の割引を適用された場合、法人名、住所又は電話番号の変更等、やむを得ない理由以外での内容の変更を認めないものとする。

4 広告主は、第1項に規定する広告掲載料を発行日の14日前までに納入するものとする。ただし、第2項の規定に基づく場合は、その全額分について広告掲載を開始する広報紙の発行日の14日前までに一括納付するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第11条 広告の内容及びデザイン等については、市及び市広報紙の信用性、信頼性等を損なうことのないよう、審査を行うとともに、広告主と市が必ず協議することとする。

(広告内容等の変更)

第12条 市長は、広告の内容、デザイン等が各種法令に違反しているとき若しくはそのおそれがあるとき又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(2) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

(3) 広告主、広告内容等が、各種法令に違反しているとき若しくはそのおそれがあるとき又はこの要領等に抵触するものであるときであって、前条の規定によっても解消できないとき。

2 前項の取消しにより、広告主に損害が生じて市長は一切の責任を負わないものとする。

(広告掲載料の返還)

第14条 市の責により広告を掲載できなかった場合又は広告内容の誤りによりその効果を失った場合は、広告主に広告掲載料を返還するものとする。

2 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと。

- (2) 広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していること。
- (3) 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うこと。
- (4) 第三者から、広告に関連して損害賠償請求、苦情等があった場合は、広告主の責任及び負担において解決すること。

(契約等)

第16条 契約に関する事項は、甲賀市財務規則（平成16年甲賀市規則第33号）第10章の規定を適用するものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、広告掲載要綱の規定を適用する。

2 前項に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

この要領は、平成29年2月20日から施行する。

この要領は、平成30年2月26日から施行する。

この要領は、平成31年2月18日から施行する。

広報紙広告掲載申込書

甲 賀 市 長 あて

住所又は所在地 _____

会 社 名 _____

代 表 者 名 _____ ⑩

担 当 者 職 氏 名 _____

連 絡 先 電 話 _____

F A X _____

E-mail _____

市広報紙への広告掲載について、甲賀市広報紙広告取扱要領第7条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

掲 載 希 望 月 及 び 掲 載 号	
掲 載 希 望 枠 数	
業 種	
広 告 の 内 容	
法 人 等 の 概 要	
原 稿 提 出 方 法	
そ の 他	

※広告原稿の案を添付してください。

第 年 月 日
号 日

様

甲賀市長



広報紙広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった市広報紙への広告掲載については、下記のとおり決定しましたので、甲賀市広報紙広告取扱要領第8条の規定により通知します。

記

掲 載 可 否	<input type="checkbox"/> 掲載します <input type="checkbox"/> 掲載しません
掲載しない理由	
掲 載 期 間	年 月 日号から 年 月 日号まで
掲 載 枠 数	
原稿提出期限	年 月 日まで
広告掲載料金	円
広告掲載料 納 入 期 限	納付書に指定する日まで
そ の 他	